

第 79 回接続料の算定等に関する研究会の議論を踏まえた
ソフトバンク株式会社への追加質問及び回答
(第一種指定電気通信設備に係る接続関連システム経費の適正性に関するヒア
リング関係)

問 接続関連システムの適正性・予見性を高めるために必要との指摘があった情報について、(できれば他社から指摘のあった情報も踏まえて、)どのような粒度でどのような開示方法が適切か、項目ごとに分類することは可能ですか。(例えば、一般に開示できる/守秘義務のある事業者であれば開示できる/総務省には開示できる)

(佐藤構成員)

(ソフトバンク回答)

- 接続関連システムの適正性・予見性を高めるために必要との指摘があった情報は以下の通りと認識していますが、各情報に係る当社の考えは以下の通りです。

【接続関連システムの適正性・予見性を高めるために必要との指摘があった情報】

- ①各要望に対して改修が必要な機能数及び各機能の改修に必要な工数
(具体的な人月単位の工数を開示できなければ、開発期間と体制だけでも可) (SNC 殿)
- ②システム開発のフローとして相見積もりを実施されているか (SNC 殿)
- ③システム改修費用の実績額及び回線管理運営費への影響期間 (KDDI 殿)
- ④機能毎の開発費及び接続事業者が負担する費用への影響額 (当社)

＜一般に開示できる＞

- ②システム開発のフローとして相見積もりを実施されているか (SNC 殿)
相見積もりの実施有無については、一般に開示又は守秘義務のある事業者向けに開示可能であると考えます。

＜守秘義務のある事業者であれば開示できる＞

- ③システム改修費用の実績額及び回線管理運営費への影響期間 (KDDI 殿)
- ④機能毎の開発費及び接続事業者が負担する費用への影響額 (当社)
システム改修費用及び回線管理運営費への影響額については、東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿 (以下、「NTT 東西殿」といいます)

す。)主催のシステム意見交換会の場で守秘義務のある接続事業者向けに現状開示いただいている情報であるため、その内訳である機能毎の開発費及び接続事業者が負担する費用への影響額およびシステム改修費用の実績額、影響期間についても守秘義務のある事業者には開示可能であると考えます。

<開示不可>

①各要望に対して改修が必要な機能数及び各機能の改修に必要な工数

(具体的な人月単位の工数を開示できなければ、開発期間と体制だけでも可) (SNC 殿)

改修に必要な機能の数及び各機能の改修に必要な工数については、システム事業者側及びシステムベンダにとってノウハウでもあり、経営情報に該当すると考えられるため、その詳細を開示はできないものと考えます。

一方、開発する機能の取捨選択やその開発額について議論があり、事業者からの強い要望がある場合には、開示可能な範囲でシステム開発の規模感等を接続事業者向けに説明し、また総務省殿などの守秘義務をもつ中立的な第三者に情報を開示し、その適正性をご確認いただく等の方法が考えられます。

第 79 回接続料の算定等に関する研究会の議論を踏まえた
ソフトバンク株式会社への追加質問及び回答
（「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」に基づく検証結果について（光サービス卸）関係）

問 事務局資料 P. 6 「光サービス卸による提供形態は、(…) 自己設置や相互接続とはリスクとリターンの構造が異なる。仮に卸料金を接続料相当額にリニアに連動させた場合、光サービス卸のみが優遇されることとなるため、自己設置・相互接続・光サービス卸の間の公正な競争を歪めるおそれがある。」という NTT 東日本・西日本の考え方について、各社の見解を教えてください。
(佐藤構成員)

(ソフトバンク回答)

- 一般論として卸ビジネスのサービス開始当初は、中長期での想定した需要やそれに対する投資を踏まえて料金設定をするため、需要の変動等による投資未回収リスクが生じます。一方で光サービス卸に関しては、FTTH 設備を共用するフレッツ光サービスの約 2,000 万契約の実需要がある状況からサービスを開始し、サービス開始から既に 9 年が経過し、需要も安定している状態にあることから、FTTH 設備に係る初期投資回収リスクは既に解消されているものと認識しております。
 - なお、当研究会第 80 回当社説明にある通り NTT 東西殿の FTTH 事業収支※1 によれば FY09～FY22 の 14 年累計で NTT 東日本殿は約+1.3 兆円、NTT 西日本殿は約+0.5 兆円の利益確保ができている状況のため、事業収支上も投資回収リスクはなく、回線単位で十分に利益が得られる状況にあると考えられるため、自己設置・相互接続・光サービス卸の間の公正な競争を歪めるおそれもないと考えます。
 - また、NTT 東西殿の光サービス卸は 2023 年 9 月末時点で FTTH 市場の約 6 割※2 と市場独占状態で価格支配力を有しており、かつ接続との代替性が不十分であるという特殊性も踏まえれば、卸料金の 6～7 割を占める接続料相当額と卸料金は一定程度連動すべきであり、その他営業費用についても、その透明性及び適正性が求められると考えます。
- ※1 NTT 東西殿の指定電気通信役務損益明細表上の FTTH アクセスサービスの値を参照
- ※2 電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表（令和 5 年度第 2 四半期（9 月末））

以上